

令和6年度第1回
千葉県青少年問題協議会
議事録

令和6年度第1回

千葉県青少年問題協議会

日 時 令和6年9月2日（月）午後2時00分から午後3時30分まで
開催場所 ホテルプラザ菜の花
出席者数 35名
出席委員 貞廣齋子委員、嶋崎政男委員、上條理恵委員、
森岳委員、川本菜穂委員、星見和子委員、
宮崎雄一委員、黒坂典雄委員、三部ミヨ子委員
県出席者 井上容子環境生活部長
学事課：小林央岳副主査、健康福祉指導課：高梨一樹主事、
児童家庭課：日吉淳悟主事、鈴木雅彦主事、
子育て支援課：吉井万里子副参事兼こども未来室長、
桑田絢子子育て支援班長、市原幸子保育班長、
県民生活課：高岡宏治課長、野山敦子子ども・若者育成支援室長、
友川英志副主査、牧沙友加副主査、岡部希鈴主事、
競技スポーツ振興課：相田貴史主査、
担い手支援課：楨晋介就農支援班長、
教育庁生涯学習課：米塚丈泰主査、水野敬一朗副主査、
教育庁学習指導課：加藤大地指導主事、久我正光指導主事、
教育庁児童生徒安全課：小川仁士指導主事、佐藤拓馬指導主事、
教育庁特別支援教育課：嶋田仁子指導主事、柳沼史義指導主事、
教育庁保健体育課：和田和也指導主事、花澤通孝指導主事、
県警少年課：若林章警部

議題等次第

- 1 開 会
- 2 挨拶（井上環境生活部長）
- 3 議 事
 - (1) 第4次千葉県青少年総合プランの令和5年度事業に係る評価について
 - (2) (仮称)千葉県こども計画の策定について
- 4 閉 会

～ 会議の成立 ～

【司会】

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回千葉県青少年問題協議会を開催いたします。

私は、本日の進行を務めます、県民生活課、子ども・若者育成支援室長の野山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本会議は公開とさせていただきます。

次に、会議の成立について御報告いたします。

本日は全委員11名のうち9名の御出席をいただいております、委員の半数以上を満たしておりますので、千葉県青少年問題協議会運営要綱第3条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、阿部委員、木村委員については、所用のため本日欠席との御連絡をいただいております。

～ あいさつ ～

【司会】

会議に先立ちまして、井上環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

【環境生活部長】

環境生活部長の井上でございます。

本日は委員の皆様にはお忙しい中、千葉県青少年問題協議会に御出席をいただきましてありがとうございます。

また日頃から千葉県の青少年施策に、御協力、御助言等賜り、厚くお礼申し上げます。

県では多様化、複雑化した青少年問題に適切に対応するため、令和5年3月に第4次千葉県青少年総合プランを策定し、各種施策を推進しているところでございます。

本日の会議では、第4次プランの計画初年度である令和5年度の指標及び重点事業の達成状況等について、各課から御説明させていただきます。

委員の皆様には、それぞれの専門的な見地から忌憚のない御意見、また御助言をいただければと考えております。

また、議題の2としまして、現在策定中の（仮称）千葉県こども計画について御説明させていただきます。

第4次千葉県青少年総合プランは、この（仮称）千葉県こども計画に統合されますけれども、県としましては、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けまして取り組んで参りますので、引き続き委員の皆様には御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、本日開催の青少年問題協議会が実りある会議となりますよう祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

井上環境生活部長は公務のため、ここで退席させていただきます。

～ 議事録署名人の指名について ～

【司会】

それでは、これより議事に入ります。

会議の議長は、青少年問題協議会運営要綱第3条第1項の規定により会長が行うこととなっております。

貞廣会長、よろしくお願いいたします。

【議長】

はい。

皆さん改めましてこんにちは。

千葉県青少年問題協議会会長の貞廣でございます。よろしくお願いいたします。

初めに本会議の議事録署名人を決めたいと思います。

議事録署名人、事務局から御指名ということでよろしいでしょうか。

(委員了承)

【事務局】

事務局といたしましては、川本委員と三部委員にお願いしたいと思っております。

【議長】

よろしいでしょうか。

(了承)

それでは川本委員、三部委員それぞれお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

～ 議事(1)第4次千葉県青少年総合プランの令和5年度事業に係る評価について ～

【議長】

それでは早速でございますが議事に移ります。議事「(1)第4次千葉県青少年総合プランの令和5年度事業に関わる評価について」に進みます。

本日は委員の皆様と所管課との意見交換を予定しております。

まず、意見交換に先立ちまして、概要について事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】

第4次千葉県青少年総合プランの概要と、指標及び指標にひもづく重点事業の令和5年度の達成状況等について御説明いたします。

まず、第4次青少年総合プランの概要について御説明いたします。

子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化し、青少年問題も多様化・複雑化している中、そうした青少年問題に的確に対応するために、委員の皆様の御助言、御支援をいただきながら、令和5年3月に第4次千葉県青少年総合プランを策定いたしました。

この計画は、県の子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進する計画であるとともに、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画となっています。

対象者は乳幼児期から青年期（概ね30歳未満）、施策によっては、ポスト青年期（40歳未満）までとなっております。

施策の展開としましては、「資料1 第4次青少年総合プランの施策体系」を御覧ください。

「4つの柱」のもとに「8つの基本目標」、それらを実現するために「20の基本方策」を定めております。そして、29の関連指標と32の重点事業を設定しております。

次に、第4次青少年総合プランの評価方法などについて御説明します。

「資料2 評価について」を御覧ください。

第4次プランにおいては、「29の関連指標」と指標にひもづいた「32の重点事業」について外部評価を行うこととしております。本日、青少年問題協議会の委員の皆様と担当事業課で意見交換をしていただき、御意見等を踏まえ、最終的に令和5年度の評価を千葉県ホームページに公表いたします。

指標と重点事業については、「資料3 第4次千葉県青少年総合プラン 指標及び重点事業一覧」、「資料4 第4次千葉県青少年総合プラン 令和5年度指標・重点事業評価シート」に記載のとおりです。

第4次プランは当初、計画期間を5年としておりましたが、令和7年度以降、（仮称）千葉県こども計画に統合されることとなっており、本協議会において進捗管理を行うのは令和5年度分と令和6年度分の2年度分となります。

2年間で全ての指標と事業について評価を行うため、「資料3」の右側の欄のとおり、各指標・重点事業をおおよそ半数ずつに分け、令和5年度分については、そのうちの14指標、14重点事業を委員の皆様事前に御確認いただくことといたしました。

今回、半数ずつに分けるにあたっては、基本的に指標の番号から奇数・偶数で分けたあと、その中で令和5年度分の実施結果が悪化傾向にある事業は含め、実施結果が既に目安値を達成している事業は除いて委員の皆様事前に送付させていただきます。

事前に送付した14指標、14の重点事業のうち、委員の皆様から御意見をいただいた11指標10事業について、本日担当課から御説明いたします。

委員の皆様の御意見及び担当課の回答は、【資料6 令和5年度事業評価シートに対する委員意見及び回答一覧】のとおりです。

最後に、29の関連指標の達成状況について御説明いたします。

「資料7 第4次プランにおける指標の達成状況について」及び「資料8 第4次青少年総合プラン関連指標の達成状況」を御覧ください。

このうち、実績判明が事情により11月頃となっている指標19の「里親等委託率」を除いた、28指標のうち、達成が12指標、未達成のうち、改善傾向が9指標、横ばいが4指標、悪化傾向が3指標となりました。

達成及び改善傾向にある指標は、合わせて21指標、75%となり、概ね順調に推移しています。その要因としては、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に5類感染症に移行したことに伴い、子ども・若者の生活が感染症拡大前の生活に戻りつつあるということから、対面による実施が必要な事業などが感染症の拡大していた時期と比べ、円滑に進められるようになってきていることが考えられます。

引き続き、各指標の要因分析及び事業の課題等を踏まえ、効果的に各種事業に取り組んで参ります。

事務局からは、以上となります。

【議長】

はい。ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御不明な点等があれば御発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

今回なぜ14指標を取り上げたのかということについて、丁寧に御説明をいただきましたけれども、これについてよろしいでしょうか。

それでは個別の事業について御説明をいただきたいと思えます。

まず、「いきいきちばっ子食育推進事業」につきまして、指標・事業の概要説明等、委員から頂戴しております御意見への応答について担当課からお願いいたします。保健体育課さんお願いいたします。

【教育庁保健体育課】

教育庁保健体育課です。よろしくお願ひいたします。

資料4の1ページを御覧ください。指標番号は1になります。

事業名は「いきいきちばっ子食育推進事業」になります。

この事業の目的は、ちばの食を通じて子どもたちの健やかな体を育むとともに、規則正しい生活習慣を身につけさせるため、食に関する指導や体験型の食育活動を行うなど、学校における食育を推進する、となっております。

委員の皆様からの意見に対する回答についてです。

朝食摂取の児童生徒の割合を向上させる上で、食育の指導が学校によって差が見られるということに課題があると考え、その課題のために、情報の共有や提供としました。朝食の欠食率の増加への対策としては、児童生徒が朝食を摂取することの大切さを理解することが重要だと考えます。朝食の欠食の現状は、学年が上がるにつれて増えております。朝食摂取の大切さを正しく理解できていない児童生徒も多いのではないかと考えます。

そこで、朝食摂取状況、朝食の効果、例えば、朝食を食べる児童生徒ほど学力や運動能力が高い傾向にあるということを示したり、また、千葉県から発行している食育指導資料などを周知することで、よりよい指導方法を共有、提供し、食育指導の推進を図っていきます。

指導の必要性や指導方法を共有、提供することで、現場の先生方が指導しやすい環境を整えていきたいと考えております。以上です。

【議長】

はい。ありがとうございます。

ただいまの担当課からの御説明等につきまして、委員の皆様から御意見ありますでしょうか。

また、全体の御説明が終わった後に全体を通じていかがですか、というふうにお尋ねしたいと思しますので、お聞かせいただければと思います。

では続きまして、「ちばっ子「学力向上」総合プラン」についてお願いいたします。

【教育庁学習指導課】

教育庁学習指導課です。お願いいたします。

ここから3、4、5の指標になりますが、すべて事業としては、「ちばっ子「学力向上」総合プラン」という事業になります。こちらの事業については、学習指導課で行っているものなのですが、児童生徒の学習意欲の向上を図る、それから教員の授業力向上を図る、このことをまとめて総合プランとしております。

では始めに、指標の3番、資料で言いますと5ページになります。将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合についてです。これについては、毎年行われている全国学力・学習状況調査の児童生徒質問において、基準年と比べて将来に夢や目標を持っている児童生徒の割合が向上しているかどうかということで測って

おります。これは、昨年度と比べましても、もう令和6年度も実は結果が出ているところですが、全体的に向上が見られています。これについて、「自分には、よいところがあると思う」と答えている児童生徒の割合も高まっていることから、自尊感情が少しずつ高まっていることが、こういう結果に繋がっているのかなというふうに考えております。

委員の方からいただいた御意見の中で、「「ちばっ子「学力向上」総合プラン」自体が非常に広い事業になっておりますので、様々な角度から考察していくことが必要となりますとありますが、この評価を読む側として多少なりとも情報が欲しいと感じています。いくつかの考察をここで例示いただくことはできないでしょうか。」とありまして、当課の回答としましては、「将来に夢や目標を持っている児童生徒の割合」を向上させるためには、自尊感情を高めることが必要であると考えます。また、「将来に夢や目標を持っている」ことと「教科における調査の平均正答率」には相関がみられています。さらに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の充実も欠かせません。そのため、「子どもたちの学ぶ意欲の向上」と「教員の『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善」について示した「学力向上」総合プランの事業全体を通じて、「将来に夢や目標を持っている児童生徒の割合」の向上につなげていきたいというように考えております。以上です。

【議長】

はい。ありがとうございました。

委員の皆様から御意見、御質問等ありますでしょうか。

よろしいですか。県民の皆様方からも、非常に注目される場所ですね。耳目を集めると思うのですけれども、進捗の評価はこちらでよろしいですか。

【教育庁学習指導課】

引き続きまして、指標の4番、5番について簡潔に御説明させていただきます。

4番が「授業で、話し合い活動がしっかりできていると考えている児童生徒の割合」ということで、こちらについても、全国学力・学習状況調査の中で、児童生徒の質問と、これは学校の質問、先生方側からみた質問というところで、調査をしております。

こちらについて、委員の方からいただいた意見で、「現状の周知方法の課題とそれへの対応まで示していただけると良い」というところで、こちらについては指導主事と呼ばれる立場の者が学校訪問に行きましたり、あとは学力向上交流会という県の施策を説明する機会がありますので、そういったところで周知をしております。ただ、学校への説明をしても、そのあと学校内での広がりというところまでが、なかなか行き届かない部分がありますので、校内研修等で、徹底した周知が図れるように今後も努めていきます。

続いて5番の「全国学力・学習状況調査の平均正答率」についてです。こちらにも御意見いただいておりますが、こちらにつきましては、社会を生き抜く力の育成というところで、今後も調査が継続していく本調査を指標としています。なお、調査の問題は毎年変わります。難易度とか全国の平均点も変わってきますので、これは正答率ではなくて全国平均との比較というものを達成状況を測る指標としています。また、ここでは大きく学力をとらえるために各教科の平均正答率を指標としていますが、もちろん細かな分析は別途行っております。

委員の意見からあるように、学校が何をすればよいかもう少し具体的にというところは、確かにそのとおりだと思いますので、そちらについては別の機会でご各校への周知を図っていきたいと考えております。以上です。

【議長】

委員の皆様いかがでしょうか。

指標5については、数年中にIRTのテストになって、母集団も難易度も調整されたテストになりますので、その際はぜひ脱平均値をしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、引き続き学習指導課の方をお願いすることになりますけれども、指標ナンバー7番、「千葉県学校ICT化サポート事業」につきまして御説明お願いいたします。

【教育庁学習指導課】

引き続きよろしく願いいたします。

こちらの指標については、児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合ということで、GIGAスクール構想に伴って1人1台端末等が配備されている中、指導できる教員の割合というのを向上させていくことを目標にしております。

こちらの事業については、まず学校のICT化を支援する人材の確保に向けて、人材の紹介ですとか、派遣等を行っている事業者等に関する情報提供を各自治体に対して行っているものでございます。この事業その他研修等を通じて、ICT化を指導できる教員の方については、17ページのとおり、73.6から78.2とパーセンテージは上がってきているところです。ただ、目標等には達していない中なので、横ばい傾向感があるため、引き続き事業等について進めていく予定でございます。その中で、先ほど申し上げたICT関係の研修等については、引き続き行ってまいりたいとともに、県教育委員会のホームページですとか、ポータルサイトを活用して、好事例の周知等を図っていく予定でございます。

いただいた意見の中に、「現在の県立高校のWi-Fi環境についてはどの

程度整っているのか」という御質問がありました。担当課としては、令和3年度に学校用ネットワークの方を整備しており、令和5年度末までに普通教室のすべてに固定式のアクセスポイントを設置しております。特別教室については約4割にアクセスポイント設置となっておりますが、アクセスポイントは移動式ですので、使用する教室に持ち込んで利用することが可能となっております。以上でございます。

【議長】

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。

ここまでキャッチアップしてきたなという感じです。よろしいでしょうか。

では、続きまして指標ナンバー8と9、「特別支援アドバイザー事業」につきまして、教育庁特別支援教育課より御説明お願いいたします。

8と9まとめて御説明いただけますでしょうか。

【教育庁特別支援教育課】

特別支援教育課です。当課の事業といたしましては、特別支援アドバイザー事業ということで、ページ19、21に書いてあります。

こちらの目標としては、多様な学習ニーズに対応した教育等の推進ということですので、発達障害を含むお子さん一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援のあり方について、幼稚園、小中学校や高等学校等からの要請に応じて、県内5教育事務所に配置した特別支援アドバイザーを派遣して、教員に対して助言や援助を行うという事業を行っております。現在、県内5教育事務所には、21名の特別支援アドバイザーを配置しまして、学校から要請があった場合に派遣しております。昨年度は、学校からの要請に基づいて1,018件の派遣をすることができました。派遣の日数は学校のニーズに応じて、1日や2日の場合もありますが、3日や1週間ぐらいと長いところもあります。高等学校への支援も増えてきているというふうに感じております。

この事業につきましては、指標は、幼・小・中・高等学校において作成した「個別の教育支援計画」、また、21ページの方は「個別の指導計画」ですが、それを学年間や、他校へ進学する際の引き継ぎ資料として活用した割合というものを、指標として挙げております。

委員の方々からは、この個別の教育支援計画また個別の指導計画につきましては、学習指導要領に特別支援学級に在籍しているお子さん、また通級による指導を実施しているお子さんについては、全員が作成し、効果的に活用することが示されておりますので、「ここに挙げている目標は活用ということではありませんが、目標値はもう少し高くしてもよいのではないか」という御質問をいただきました。この目標値の設定については、他の計画との関連もありますので、今後検討して参りたいと思います。

また、別の御意見といたしましては、「特別支援の児童生徒に対応する教員は専門的な資格を持つ教員が対応しているのですか」という御質問をいただきましたが、現在、特別支援学級や通級による指導を担当する教員は、必ずしも特別支援学校教諭の教員免許状が必要というわけではありません。ただ、特別な支援が必要なお子さんに対して、適切な指導や必要な支援を行えるように、特別支援学校教諭免許状の取得を推奨しております。

また、「高等学校の特別支援の指導の中には、性の問題や非行の問題も考えられますが、実践的・具体的な助言はどのようになさるのでしょうか」という御質問もいただきました。いろいろな問題が生じることはありますが、心理士等の専門職とも連携しながら、1つ1つの問題をまずその障害を持ったお子さんが理解できるように、具体的に指導支援するように努めております。以上です。

【議長】

はい。ありがとうございます。

こちらにつきましても重要な御意見をいただいているところでございますけれども、今の御報告または御意見への応答を聞いた上で、何か御意見、御質問ございましたらお出しただければと思います。

【委員】

日々いろんな学校現場に伺いますと、確かに特別支援の資格がない教師、特に、通常級の子どもたちへの指導がうまくいかない教師が特別支援のクラスに回されているという現状が、複数見られる気がします。

といいますのも、やはり支援を要するお子さんたちに対応する指導者が、それなりの専門性がなくして、学力向上ですとか、環境調整とかということが本当にできるのかなという、これは千葉県だけの問題はないと思いますけれども、そういう学校側の意識っていうんですかね、それもちょっと問題にするべきじゃないかなというふうに私は日々感じておりますので、今後、現場などに行く際には、そういう支援を要するお子さんのクラスなどを見ていただいて、教師の指導がちゃんとなされているのかというチェックなどをぜひお願いしたいなと思います。

それから2つ目の性の問題ですけれども、私も特別支援のお子さんの性の問題、それから非行の問題に携わって参りました。ぜひ、専門性のある警察の職員などとうまく連携をしていただいて、そして子どもたちの成長を促すような、未来に繋がるような、そういう指導ができればなという希望的な観測で意見を述べさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

【議長】

はい。ありがとうございます。

本日の議題の評価ということではないかと思しますので、御意見として担当課に引き取っていただければと思いますが、何か応答が特にあればということですが、よろしいですか。はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

【委員】

目安値がグラフを見ますと、少しずつ上がるようになっているのですが、このグラフはどうも理解ができない。年次別に上がっていくようなものではないのですよね。

ですから、きちっとやりましょうということになれば、100%でももちろんいいわけです。そうは言っても、なかなか学校によっては厳しいですが、私は千葉県じゃないのですけどもよそのところで見ただけでは、先ほど21名と仰ってましたアドバイザーの方、やはり中心になる方がこの問題に関して相当意識が高くないと駄目ですね。なかなか特に講師間が上手くいっていないというのは、アドバイザーの方たち本当によくやっていただいていたし、力のある方が千葉県でも任命されていると思うのですけども、この方たちにぜひお願いしていただきたいなということ。それから、冒頭申し上げたように、年次別に少しずつ上がっていくようなそういう計画っていうのは、ちょっと違うのではないかなということをお願いしたかったです。以上です。

【議長】

ありがとうございます。

もう指標設定されていますので、今後新たな指標設定であるとか、現場の周知など、我々の理想とする思いと、本当に時間もリソースも少ない現場との間にギャップがあるのはかなり理解もできる場所ですので、意見として引き取っていただければと思います。何か御応答ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは次の評価事業に移りたいと思います。

指標ナンバーでいきますと14です。事業が3つございまして、「訪問相談担当教員の配置」、「不登校児童生徒支援推進校の指定」、そして「不登校児童生徒支援チームの設置」になっていますけれども、指標として1つですので、まず連続して3事業について御説明をいただいた後に、皆様の御意見をいただきたいと思っております。

【教育庁児童生徒安全課】

教育庁児童生徒安全課です。

指標名「学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合」は、令和4年の文科省の問題行動調査において、全国平均は小中学校38.2%、高等学校40.8%、本県として基準年は小中学校41.5%、

高等学校42.6%となっており、これをできるだけ少なくするというところになっていきます。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の成立及び当法の基本指針等の基本理念を受けて、不登校児童生徒やその保護者への適切な対応支援を行うため、訪問相談担当教員の配置、不登校児童生徒推進校の指定、不登校生徒支援チームの設置という事業を行っております。

委員の方からは「特別支援の専門性が必要なのではないか」、「特別支援の専門性を有する教員を増やさなければならぬのでは」という御意見をいただいておりますが、不登校児童生徒推進校については、学校に配置される特別支援教育コーディネーターと推進校に加配された教員とが、密に連携を図れるように支援を図っていく必要があるかと思っております。また、不登校児童生徒支援チームについては福祉の専門家や、心理の専門家、教育相談に見識のある元教員、不登校担当指導主事等が支援にあたっております。このうち心理の専門家であるスクールカウンセラースーパーバイザーについては、特別支援の専門性を有しており、さらに特別支援の専門性が必要となることもあると思っておりますが、この事業ではこうした専門家の力を活用し、取り組んでいるところであり、今後は相談指導等を受けていない不登校児童生徒の割合が、減っていくということを目指しております。以上になります。

【議長】

いかがでしょうか。

こちらもなかなかもどかしくてですね、知恵を絞りながらいろいろ球を打っていくっていう感じですけども、いかがですか、よろしいですか。はい。ありがとうございます。

では続きまして指標ナンバー19、重点事業名「里親委託を推進する事業」につきまして、児童家庭課さんより御説明お願いいたします。

【児童家庭課】

健康福祉部児童家庭課です。お手元の資料4の47ページを御覧ください。

指標番号19番、事業名が「里親委託を推進する事業」となります。

まず、当該事業の目的及び概要ですが、里親委託率の向上に向けて、受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を実現することが求められております。そのため、里親が、子どもに最善の養育を提供するために適切な支援を受けられるようにするべく、里親制度に対する社会の理解により、一層促進するとともに、里親のリクルート、研修、支援などを里親とチームとなって一貫して担うフォスタリング機関、里親養育包括支援機関による包括的な支援体制を構築しております。その他、里親委託や研修受講に要する費用や里親賠償責任保険加入に必要な保険料の支援、児童相談所に里親対応専門員を配置するなどにより、

里親委託のより一層の推進に取り組んでいるところであります。

委員の御意見のところですが、「里親研修のカリキュラムの中に、思春期対応や非行問題に対する内容は組み込まれていますか」という御意見ですが、こちらについては、里親登録や更新時に必要となる研修の他、任意となるテーマ別研修を実施しております。登録里親を対象とするテーマ別研修は、養育中に起きる悩みや課題解決に向けて年6回以上の研修を実施しており、例年、思春期対応につきましては、テーマ別研修の中で実施をしております。非行問題については、基礎研修や登録前研修の中で、里親委託後の問題行動の意味や対応について研修を実施しており、テーマ別研修の中でも取り上げることがあります。児童家庭課からは以上です。

【議長】

はい。ありがとうございます。委員の皆様方からいかがでしょうか。よろしいですか。

では、後でまた時間をとりますので、続きまして指標ナンバー21、重点事業名として「ちばジュニア強化事業」につきまして競技スポーツ振興課さんより御説明お願いいたします。

【競技スポーツ振興課】

はい。競技スポーツ振興課です。よろしくをお願いいたします。

指標番号21番、指標「国体入賞」ということで、よろしくをお願いいたします。

国民体育大会の方におきましては、令和5年度、天皇杯得点男女総合成績におきまして第8位、皇后杯得点女子総合成績につきましては第7位という結果に終わりました。入賞という目標を達成することができましたが、その背景として、少年種別の活躍というものが非常に大きかったというふうに考えております。

この「ちばジュニア強化事業」におきましては、ジュニア層の素質のある選手を発掘、育成、そして指導者の養成、そういったものを図る事業でございます。

御意見として、「部活動の勝利至上主義を後押しする、そういったものに繋がるのではないか」というような御意見をいただいておりますが、この事業におきましては、県内の競技団体に依頼をしまして、ジュニア層の方の選手の発掘、育成、そして指導者の養成というものを依頼しながら行っている事業でございます。特に、その地域に根差したというようなところも含めて、競技の振興を目指すというような目的で行っている事業でございますので、そういった形で御回答させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

【議長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、最後の事業に参ります。指標ナンバー25「[コミュニティ・スクール]

設置推進事業」につきまして、教育庁生涯学習課より御説明お願いいたします。

【教育庁生涯学習課】

はい。生涯学習課です。63ページ、指標番号25となります。よろしく
お願いいたします。

事業の概要といたしましては、コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等
が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、地域とともにある学校
への転換を図るための有効な仕組みであると認識しております。本県においても、
保護者や地域住民が学校運営協議会を通じて一定の権限と責任を持って学校運営
に参画し、その声を学校運営に積極的に生かすことで、地域と一体となって特色
ある学校づくりを進めているところです。

令和5年度の千葉県のコミュニティ・スクールを導入した学校の割合は、
政令市を除く公立学校において33.1%でした。内訳といたしましては、県立
学校が160校中43校、市町村立学校が1,023校中348校の1,183
校中391校の導入となっております。令和4年度と比較すると、およそ2倍と
なっているものの、全国平均の52.3%を依然下回っている状況です。

委員の方から御意見がございましたが、その要因としましては、未導入の
自治体でコミュニティ・スクールの必要性、メリット等について、関係者の理解
が進んでないことが要因の1つであると考えます。具体的に申し上げますと、
既存の学校評議員制度や学校評価委員会等といった組織がある、コミュニティ・
スクールにしくなくてもすでに地域連携が上手くいっている、学校の負担になっ
てしまう、予算協議が難航している等の理由から、未導入の自治体があります。

そのため県教育委員会としては、こちらから要請をして、自治体の担当者や
教職員に向けたプッシュ型の訪問活動や各種研修会、また千葉県のコミュニティ・
スクールアドバイザー等を活用しながら、制度、仕組み、導入のメリットや運用
方法等について、関係者の理解を図っているところです。今後の導入状況と
いたしましては、県全体では、令和6年度がおよそ50%、令和7年度には
61.5%となる見込みです。

今後も未導入の自治体に対して、より一層の設置推進に向けた働きかけを
行っていくとともに、導入後の自治体についても好事例を周知するなどして、
制度等の充実に向けて支援を行って参ります。以上となります。

【議長】

はい。ありがとうございます。

これにつきましても、もう少し要因分析をという御意見もいただいていますけ
れども、いかがでしょうか。

全体を通じまして、今、御説明いただきましたけれども、指標1の方から返りまして全体を通じて御意見がありましたら、御質問も含めてということですが、いかがでしょうか。

【委員】

「いきいきちばっ子食育推進事業」ですけれども、やはりこれは保護者への広報とかPRを強く希望します。子どもは朝ご飯食べたくても食べられないという、保護者が準備をしてくれないという子どもがたくさんいるのが事実で、それと不登校、もしくは大幅に遅刻してくる子ども、その相関は私は非常に高いというふうに実感しております。

ですので、これはぜひ保護者向けにも、県として子どもに朝食をしっかりと食べさせるようにという運動をお願いしたいです。以上です。

【議長】

ありがとうございます。具体的な指標値に関連する御提案をいただいたところです。

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

もし次の議題が終わって時間に余裕がございましたら、せっかく委員の皆様方お忙しい時間に調整していらしてくださっているの、特に今まで御発言いただいている方に一言ずついただきたいと思いますので御予定をいただければと思います。

では、議題1を終了いたします。

～ 議事（2）（仮称）千葉県こども計画の策定について ～

【議長】

続きまして議題2（仮称）千葉県こども計画の策定についてに進みます。健康福祉部子育て支援課より御説明をお願いいたします。

【子育て支援課】

それでは私の方から、（仮称）千葉県こども計画の策定について、御説明させていただきたいと思います。

7月18日に第1回の（仮称）千葉県こども計画策定会議を開催させていただきました。その際に策定方針等について御説明をさせていただいております。

本日はその資料を、今日の資料9ということで一式お配りをさせていただいておりますので、その資料をもとに御説明をさせていただきたいと思います。

まず「1 計画策定の考え方」というところを御覧いただきたいと思います。

計画策定の趣旨についてでございますが、昨年4月1日に子ども基本法が施行されまして、この基本法に基づき、子ども施策に関する基本的な方針ですとか重要事項を定める子ども大綱、こちらが昨年12月22日に策定されているところでございます。これを受けまして、県では国の大綱を勘案しまして、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援をより総合的に推進できるよう、県の子ども施策の共通の基盤となる計画といたしまして、こちらの計画期間は令和7年度から令和11年度、こちらを計画年次といたします、(仮称)千葉県子ども計画を策定することとしております。

次に上段の右側、計画の位置付けでございます。子ども基本法におきましては、都道府県の子ども計画については、都道府県の子ども・若者計画、また都道府県における子どもの貧困対策についての計画、またその他法令の規定により都道府県が作成する子どもに関する事項を定めた計画、これと一体的に策定することができることを踏まえまして、本県の子ども計画におきましては、こちらにございます、千葉県子ども・子育て支援プラン2020、千葉県子どもの貧困対策推進計画、第4次千葉県青少年総合プラン、こちらを一体的にしまして、その他の関連計画と整合性を図りながら策定することとしてございます。

続きましてその下の「2 計画の基本理念及び基本的方針」でございます。基本理念につきましては、子ども大綱が目指す、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、いわゆる子どもまんなか社会と、これまでの県の子どもに関する計画が目指してきた基本的な考え方を勘案いたしまして、こちらの「みんなで支え すべての子ども・若者の可能性を広げる 千葉」という基本理念を、現在案としてお示ししているところでございます。また、この計画を推進する上での基本的方針といたしまして、その下の4点ですが、「子ども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る」、2点目は「子ども若者の社会参画を促進し、成長を支援する」、また3点目としまして「子ども・若者及び子育て当事者を切れ目なく地域・社会で支える」、また4点目としまして「若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る」、この4つを基本的方針として考えているところでございます。

続きまして資料の2枚目でございます。こちら(仮称)千葉県子ども計画の施策体系のイメージ図でございます。こちらは今現在、国の子ども大綱で示しているものをもとにお示ししているところでございまして、次の子ども計画策定会議に向けて、このあたり文言等を含め見直ししているところでございます。

大きな3つの柱というのは、基本的に考えているところでございまして、国の子ども大綱においては、ここで示しますライフステージを通じた重要事項とライフステージ別の重要事項、また子育て当事者への支援に関する重要事項、この3つの観点が示されているところでございます。このライフステージを通じた重要事項につきましては、子どもの誕生期から大人として円滑な生活社会を

送ることができるようになるまでの間を通して、縦断的に実施すべきもの、またすべてのライフステージに共通する事項として取り組む施策が示されているところがございます。ライフステージ別の重要事項につきましては、誕生前から幼児期、学童期・思春期、そして青年期と3つのライフステージに分けて、それぞれの時期に応じて取り組む施策が示されてございます。

また、子育て当事者への支援に関する重要事項につきましては、子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることがないように、またゆとりを持って子どもに向き合えるようにするために取り組む施策が示されてございます。こちらでも子ども大綱を勘案して県の基本計画を策定することとされてございますので、こういった大綱の柱立てをベースに、現在の県の子どもに関する計画の骨格も勘案しまして、作成しているところでございます。こちらの方はまた改めて、子ども計画策定会議等でお示ししたいと考えているところがございます。

続きまして、「(仮称)千葉県子ども計画の位置づけ」の資料でございます。こちらは、子ども計画と他の計画との関係を整理しているものでございます。子ども計画については、県の総合計画、こちらと整合性を図りまして、その他の関連計画と連携しながら作成して参りたいと考えております。資料の下段の方に、その他の主な関連計画をお示ししておりますが、この、その他の主な関連計画の福祉分野に掲載されている3点目でございますが、千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン、こちらについても子ども計画に一体化することで検討しているところがございます。

続きまして、「子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況」についてということで資料がございます。こちらは補足資料ということでお示しさせていただいておりますので、御説明は割愛させていただければと思います。

最後に、横書きの資料で「(仮称)千葉県子ども計画策定に向けたスケジュール」を示してございまして、1点目の会議のスケジュールですが、今年度中にこの子ども計画策定会議については4回の会議を開きまして、年度内に子ども計画を策定する予定となっております。また、子どもの意見聴取につきましては、県内の小中高校生の約5万人を対象にアンケート調査を実施しまして、また、配慮が必要な子どもたちにつきましては、こちらはヒアリング等を実施したいと考えてございまして、8月から9月とありますが、今回9月以降実施したいというふうに考えてございます。3点目の子どもの貧困対策につきましては、こちらの専門部会の方を子ども計画策定会議の方に設置いたしまして、貧困について集中的に協議していただいているところがございます。

今後、9月10日に第2回目の子ども計画策定会議の方を予定してございまして、その施策体系のイメージも、先ほどお伝えした施策体系の全体のイメージも含めまして、計画の具体的な素案等をお示ししたいと考えております。

説明は以上なのですが、1点、委員の方のお1人から計画に関しまして御要望

を頂戴しております、その内容としましては、今後の検討におきましては、現状の精緻な分析と具体的な活動例をもとに検討されるよう、ということで御要望がございました。第2回のこども計画策定会議でお示しする素案におきましては、現状と課題ということで、関連するデータですとか、それについての分析といったところ、また具体策についてもお示ししたいというふうに考えてございます。

より具体的な個別の事業につきましても、第3回目の会議以降でお示しできればと考えているところでございます。説明は以上でございます。

【議長】

はい。ありがとうございます。

ただいま、子育て支援課より御丁寧な御説明をいただきました。このことについての皆様から御意見、御質問ございましたらお出しただければと思います。が、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この進捗状況については、またこの会議でも、今後も御説明が御担当課を通じてあるという理解でよろしいですか。

【事務局】

はい。今後につきましても同じように、何らかの形で皆様の方に情報提供という形で、また必要に応じて意見照会させていただきたいと思っております。

【議長】

はい。丁寧に進めていただけるということで、どうもありがとうございます。よろしいですか。

それでは先ほど予告をさせていただいたのですけれども、せっかくお越しいただきましたので、特に御発言のなかった委員を中心に御意見等一言ずつ頂戴できればと思います。

【委員】

私は専門分野が少年非行ですので、関連のある不登校児童生徒への支援事業について、意見といいますか、思うところを述べさせていただきます。

少年非行を担当している者としては、やはり裁判所に来る少年については、早期の段階から学校生活にうまく適応できていない者が多く、かつ、適応がうまくいってなかった少年ほど、就労や就学に繋がりにくく予後も悪いように感じます。ですので、早期の支援がとても必要だと感じていて、この事業のように不登校の児童生徒に着目してしっかり支援に繋げていただくということを是非とも頑張っていってほしいと思っております。よろしく申し上げます。

【議長】

ありがとうございます。続けてお願いいたします。

【委員】

先ほど委員がおっしゃられた親にアナウンスすべきだというお話なのですが、ちょっと言葉を選んでしまうのですが、イベントを開催すると託児所代わりにするような親がやっぱりいるわけなのですよね。ただ預けておけばいいや、何かやってくれるからという、そういう親がどうしてもいるなっていうのを、全部じゃないですけども感じる場所です。やはり、子どもを正しく育てるには親が正しくないといけないなというのは非常に感じます。

【委員】

私はこの全体的な内容に関係ないとは思いますが、青少年相談員の定員が割れているってということで、青少年補導員の方もこの頃、学校全体、全国的にだと思えるのですが千葉県もPTAに加入する学校が少なくなってきておりまして、補導員の方も学校推薦で1名補導員さんを出してもらっているのですが、なかなかそれが定員に満たない場合が、各市17市の中で、出てきているってということですね。それで、すごく今頭を悩ましている現状なのですが、ただ補導員さんはみんな、補導員になるとすごく子どもたちのこと、安全とか、危険な箇所とかすべてそういうところにパトロールする中で、子どもたちを見守っていただきますので、そういう中では本当に頭が下がります。

少しでもどういうふうな状態で子どもたちのために、補導員の数を定員数に持っていかかか今問われているところです。

【議長】

何か特別な広報とかされているんですか。

【委員】

はい。各学校のPTAだよりをお願いをして、補導員のこういう仕事をしていきますということでPRはしてるんですけど、なかなか学校の先生方にも補導員という言葉がなじみがなくてですね、校長先生たちに、校長会でセンターの方から紹介してもらっても、いざ、各学校の方に年度末にお願いしても補導員って何ですかということで、今、コロナのちょっと前から補導員を学校の朝礼とか、そういうときに地域の補導員を学校で紹介してもらってということで、今、なるべくそういうふうな試みしております。そうすると私たちがチョッキを着たり、腕章をつけたりしていると、この間の補導員さんたちだって子どもたちは声をかけてくれますけど、なかなか親御さんの方は、今共働きの方が多いためから、なり手がいないということです。本当に補導員は台風以外は、決められた日程

で子どもたちのために雨の日でも必ずパトロールをしておりますので、そういう点では本当に頭が下がる思いでいっぱいです。

【委員】

主任児童委員さんっていう制度があるのですが、その方たちも、各地区、各市から2名ずつっていう感じになっているんですが、民生委員児童委員、それから主任児童委員さん含めて、民生児童委員協議会という組織になっております。

そして、民生委員は65歳以上の独居の方々の見守り等々やっておりますけれども、2つを重ねて児童委員という立場で、今、皆さんからいろんな御意見が出た不登校、それから学校側の会議等々にも出席させていただいております。

不登校の場合はやはり家庭の中にも入れるステップあるんですね。そこまで入ってはいけないようなことになると、学校側の専門家の方たちですけど、見守りという形は私たちはできると、そういった形で私たちは活動しております。

そして不登校の場合は、家庭の中の親御さん、周りのおじいちゃんおばあちゃんがいらっしゃれば、やはり子どもさんだけの苦しきじゃないと思うんです。親子の苦しきだと思うんです。ですからここはやはりしっかりしたサポートが必要じゃないかと、常にこれは日頃思っております。学校側に任せきりの不登校の対応じゃなくして、親のフォローも必要じゃないかと私は思っております。私のところにもそういった問題があると要保護児童対策地域協議会の方にも出させていただきます。そしてその問題も子どもさんの不登校だけでなく親のフォローというのにも必要だと思っております。強制的じゃなくて、優しく迎えてあげたい、そういった心情はいつも働くことだと思っております。

先ほど委員がおっしゃった朝食について、県の方で「朝食食べていますか」という大きいポスターがありましたよね。各公共施設のところに貼ってあります。でも、それも学校、家庭教育学級、それを取り巻く地域の人たちの目に触れるところ、親御さんの目に触れるところ、何かにつけて、青少年相談員さんのイベント等それから野球教室等々のところでお前たち朝ご飯を食べていかないといけないぞという言葉を出して、そういった啓発が必要じゃないかと思っております。

【委員】

ありがとうございました。

私は個別事業に関しましては特に何も申し上げることありません。良いと思う事業であればどんどん進めていって欲しいなと思っておりますし、これは違ったなと思えば、方向転換してもいいんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、学校の教職員の関係です、いろんな事業が増えて事務作業が増えて、その結果働き方改革を理由に生徒児童と向き合う時間が減っていているというように気がしております。今日も子どもの学校からの連絡がありまして、働き方

改革を理由に朝練を一切止めますというような話がありまして、部活がどうこうというわけではないんですけれども、児童生徒と向き合う時間をもうちよっと大切にしたいなという思いでおります。

先日もかわいそうな事件が、高校生が飛び降り自殺をしてというようなお話がございましたけれども、もちろん家庭が最初に相談の窓口となるべきであるんですけれども、やっぱり1日のうち大部分を学校で過ごす子たちが多いので、そういうときの最後の相談相手となるべく、教職員の皆さんには期待していますので、どうぞよろしく願いいたします。

【議長】

ありがとうございます。ぜひ業務の3分類の徹底によって、先生方が真に担うべき仕事に集中できるように教育庁の方では御支援をいただきたいと、私からも心よりお願い申し上げます。

【委員】

一言だけ簡単に申し上げます。

今日の資料を見させていただきまして、不登校のところですね、とってもいいことが書いてあるんですよ。いわゆる校内教育支援センターですね。これはですね、例えばですけれども、民生児童委員の方々が協力していただいている学校であるとか、非常に成果を上げています。それで、ふと思ったのはですね、この指標が今、解消率になっております。解消率はですね、こんな言い方はちょっと失礼かもしれませんが、もう8割ですよ。ずっとそうです。ですから、これはね、8割を1回目指そうっていうことでやっていく分には、それはそれで年次別でやるのは、大事なことかと思えますけれども、例えば、校内の教育支援センターの設置状況であるとか、それからさらに言えばですね、今文科省が盛んに言っているのは、いわゆる支援シートなんですね。個々の子どもたちのことを親御さんと一緒に、こんなことを支援していこうねっていうふうなところをね、相談しながら、一緒にやっていこうという、これをさっきの特別支援の話じゃないですけど、校種別にもずっとこう積み上げていったらどうかっていうことなんです。例えば支援シートの活用状況のパーセンテージであるとか、そういった新しい指標も今後、検討の必要があるのかなと、今日の会議を通して感じましたので、申し上げました。以上です。

【議長】

今後ということの具体的な御提案をいただきました。

【委員】

厳しい意見ばかり言っていますけれども、私が直接関わっている教育委員会の学校の先生方に、教員研修みたいなものを地道に昨年度からやっております。子どもの心の読み方ですとか、不登校対策ですとか、それを現場の先生に直接指導させていただいておりますので、ここでは厳しく言っていますが、日々地味に先生たちに現場に直接関わって活動しております。

【委員】

今日の中で一番やっぱり気になるのは、委員も言っておられますけど、やっぱり朝ご飯かなど。子どもたちは作ってあれば食べると思うんですよ。その中で、親御さんが作るの面倒くさいから、その辺にあるもの食べて行きなだと、子どもはやっぱり偏食になると思いますし、食べなくなる。それはやっぱり親子の愛情っていうものがすごく減ってくると思うんですよね。

キャンプで最近の子ども、お昼弁当持って来いよって言うと、コンビニの弁当なんですよ。どうしたのって言うと、親御さんからお金もらって、コンビニで買ってきなって言われた。かえって子どもさんも喜んでいるように見えるんです。それが現実かもしれない。それでいいのかなど。せつかく親と子の愛情っていうのは一番大切じゃないかなっていうものが、やっぱり食べること、食育ってことで、育っていくんじゃないかなど、その辺ものすごく感じました。

それから、今日ちょうどここへ来るときに、駐車場でオリンピック選手と偶然会ったんです。丁度、表敬訪問に来られていて、いい子たちだね、「おめでとう」って言ったら「ありがとうございます」と言い、「今日は表敬訪問？」って聞いたら「そうだ」と、それが、子どもたちが見たら憧れの人ですよ。私のようなおじいちゃんが見ても憧れなんだけど、そういった子どもたちを育てることも、これからジュニアのスポーツ選手を育てるっていうのもみんなの憧れをつくるっていうのもいいことかなど。その中で、カッコよかった、自分もやってみたいっていうそういった子どもができてくるんじゃないかなど思っています。

最後にもう1点、今船橋ではですね、中学生と高校生にいろんな行事の時にボランティア活動をやってもらっているんです。先週祭りをやったんですけど、祭りの手伝い準備から全部そういったものやってくれる子には、一応ボランティア証明を出してるんですけど、これ証明書出すからどうのこうのっていうより、逆に大人の中に入って、大人はこんなことやってんだ、すごいことをやってるんだなど、自分たちも手伝わなくちゃいけないのかなっていう、そういう子どもたちが育ってくると、本当にいい社会になるんじゃないかなど、やっぱりこう、仕事をすることによっていい勉強をするんじゃないかな、そんなことも感じておりました。以上です。

【議長】

はい。ありがとうございます。それでは、皆様に貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

こちらで事務局にお返ししたいと思います。

【司会】

会長ありがとうございました。

では、以上をもちまして、令和6年度第1回千葉県青少年問題協議会を閉会させていただきます。次回会議を開催する際は、改めて御連絡いたします。

本日はありがとうございました。

令和6年9月2日

千葉県青少年問題協議会